

戦没者追悼・平和祈念式

戦争により亡くなられた方（戦没者1,325名）を追悼し、併せて恒久平和を祈念するため、つがる市戦没者追悼・平和祈念式を開催します。

戦没者遺族以外の一般参加の市民におかれましても、御参列及び御献花が可能となっておりますので、多数のご参加をお願いいたします。
※事前の申し込み等は不要ですので、直接会場にお越しください。

日時：8月8日(木)10時～ 場所：松の館

【問い合わせ先】福祉課 電話42-2111(内線247)



国民健康保険税 改正のお知らせ

令和6年度以降の国民健康保険税は、地方税法施行令の改正に伴う課税限度額の引き上げと低所得軽減基準所得の引き上げを行うことになりました。

税率（改正なし）、課税限度額および軽減については、既に通知済みの国民健康保険税納税通知書3ページの課税明細書（税率、限度超過額、軽減割合等の欄）により確認することができます。

国民健康保険税の課税限度額

課税限度額とは、その額を超えて課税されない上限額です。

(例) 計算の結果、税額が200万円となった場合でも、実際の税額は106万円までとなります。世帯所得が多い場合に限度額に達することがあります。

課税区分	改正前限度額	改正後限度額	増減
医療分	65万円	65万円	なし
支援金分	22万円	24万円	+2万円
介護分	17万円	17万円	なし
最大限度額	104万円	106万円	+2万円

低所得者世帯の国民健康保険税の軽減基準額

以下の人数に対する世帯所得が基準額以下の場合、国民健康保険税の均等割額と平等割額がその割合の分、あらかじめ軽減されます。

世帯の人数に対する軽減の基準額と割合※（）内は前年比

人数	7割軽減		5割軽減		2割軽減	
	基準額	割合	基準額	割合	基準額	割合
1人	43万円	(+1万円)	72.5万円	(+5千円)	97.5万円	(+1万円)
2人	43万円	(+2万円)	102万円	(+1万円)	152万円	(+2万円)
3人	43万円	(+3万円)	131.5万円	(+1.5万円)	206.5万円	(+3万円)
4人	43万円	(+4万円)	161万円	(+2万円)	261万円	(+4万円)
改正	なし		人数加算1人につき+5千円		人数加算1人につき+1万円	

「人数」とは、国保の被保険者と、国保から後期高齢者医療に移行した方の合計。給与所得や公的年金所得のある方が2人以上の世帯では、2人め以降1人につき10万円が加算されます。

(例) 4人で世帯所得が260万円の場合

改正前（基準：257万円以下）では基準を超えるので軽減なし。

改正後（基準：261万円以下）では2割軽減の対象になり、納付する税額が少なくなります。

【問い合わせ先】国保年金課 電話42-2111 (内線276)

後期高齢者医療被保険者の皆さまへ

「限度額適用・標準負担額減額認定証」および「限度額適用認定証」の更新

被保険者で住民税非課税世帯の方は、医療機関の窓口で「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると、一つの医療機関への医療費の支払いが、高額療養費の自己負担限度額までとなり、入院時には食事代が減額されます。

また、被保険者で同じ世帯に住民税課税所得金額が145万円以上690万円未満の被保険者がいる方は、医療機関の窓口で「限度額適用認定証」を提示すると、一つの医療機関への医療費の支払いが、高額療養費の自己負担限度額までとなります。

現在これらの認定証を交付されている方で、所得状況等によって引き続き認定される方には、8月から使用する新しい認定証を7月下旬に郵送します。更新手続の必要はありません。

新たに認定証の交付対象となる方には、勸奨通知をお送りしますので、被保険者証とマイナンバーカードを持参の上、窓口で手続きしてください。

令和6年度の保険料

(1) 令和6年度保険料について

均等割額 [被保険者全員が納める額] 46,800円	+	所得割額 [所得に応じて納める額] 基礎控除後の所得(※1) × 9.9%(所得割率)※2	=	保険料額 (限度額 80万円) ※3
----------------------------------	---	--	---	--------------------------

◎令和6年度の保険料は、7月中にお届けする保険料額決定通知書でご確認ください。

※1 基礎控除後の所得とは、前年の総所得金額等から基礎控除額(43万円)を差し引いた額です。

※2 基礎控除後の所得が58万円以下の方は所得割率9.20%です。

※3 昭和24年3月31日以前に生まれた方、または障害認定により資格取得した方は73万円です。

(2) 令和6年度保険料の軽減措置について

◆所得が低い方の軽減

同一世帯内の被保険者及び世帯主の所得額の合計に応じて、均等割額の軽減が受けられます。令和6年度は次のとおりとなります。

世帯の所得額の合計	軽減割合
43万円+10万円×(給与所得者等(※4)の数-1)以下	7割
43万円+(29.5万円×被保険者の数)+10万円×(給与所得者等(※4)の数-1)以下	5割
43万円+(54.5万円×被保険者の数)+10万円×(給与所得者等(※4)の数-1)以下	2割

※4 給与所得者等(給与所得を有する者、または公的年金等に係る所得を有する者が2人以上いる世帯に適用)

◆被用者保険の被扶養者であった方の軽減 ※5

- 後期高齢者医療に加入してから2年間は、均等割額が5割軽減されます。
- 世帯の所得が低い方は、より高い均等割額の軽減(7割軽減)が受けられます。
- 所得割額の負担はありません。

※5 被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険、健康保険組合、共済組合などです。

保険料の減免等

災害、倒産、失業など特別な事情によって納付が困難な場合は、申請によって保険料の減免等が認められることがありますので、徴収等担当窓口へお早めにご相談ください。

【問い合わせ先】 国保年金課 電話42-2111 (内線274・275)